

懲戒処分以外の処分の実施状況

(過 去 分)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
7. 5. 15	文書訓告	公立小学校 校 長	令和7年4月、個人情報データ送信時の複数での送信確認や、教育情報セキュリティポリシーに定められたパスワード設定を怠ってメールを誤送信し、個人情報を流出させ、公務の運営に支障を生じさせたとして処分を受けた教頭に対する監督責任。(教頭は、7. 5. 15 減給10分の1 1ヶ月)
7. 5. 15	文書訓告	公立中学校 校 長	令和7年3月、泥酔した状態で宇和島市内の店舗に立ち寄り、代金を支払うことなく商品2個を店外に持ち出し、窃取したとして処分を受けた教頭に対する監督責任。(教頭は、7. 5. 15 停職 6ヶ月)
7. 5. 28	口頭訓告	事務局 一般職員	令和7年3月、自家用車で四国中央市の三叉路を右折しようとして徐行していたところ、道路を横断していた歩行者に衝突した。
7. 8. 14	文書訓告	公立小学校 校 長	令和7年5月から6月までの間に、勤務校において、児童から集めた物品注文用の現金及び教職員のPTA会費等の現金から、自身の借金の返済に充てるため、5回に渡って総額218,105円を窃取・横領したとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、7. 8. 14 免職)
7. 12. 23	文書訓告	県立学校 校 長	令和7年6月及び同年7月、16歳未満の者に対して、わいせつな行為をしたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、7. 12. 23 免職)
7. 12. 23	文書訓告	県立学校 校 長	令和7年8月、西条市内の店舗において、商品1個を窃取したとして処分を受けた講師に対する監督責任。(講師は、7. 12. 23 停職 6ヶ月)
7. 12. 23	文書訓告	県立学校 校 長	令和7年3月から同年9月の間、部活動の生徒8名に対し、頬を平手打ちする等の体罰を行い、うち1名に怪我を負わせたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、7. 12. 23 減給10分の1 3ヶ月)
7. 12. 25	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和7年7月、生徒3人に対し、同生徒の成績を教えた際、成績資料を同生徒が見える状態にしていたため、同生徒以外の成績を漏洩した。
8. 1. 23	文書訓告	県立学校 校 長	18歳未満の者に対する不適切な行為により処分を受けた教職員に対する監督責任。(教職員は、8. 1. 23 免職)
8. 1. 23	口頭訓告	県立学校 校 長	令和7年7月、速度違反自動取締装置により速度超過を記録され、検挙されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、8. 1. 23 戒告)
8. 2. 9	文書訓告 (重)	公立小学校 教 諭	扶養親族である母の所得確認が不十分であったため、平成28年8月から令和8年1月まで(9年6月)の間、扶養手当等を不適正に受給した。
8. 3. 24	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和7年12月、生徒1名に対して、左手で同生徒の喉のあたりを押さえ、右足で臀部を蹴る体罰を行った。
8. 3. 25	文書訓告	県立学校 校 長	生徒に対し、わいせつな内容の話を聞かせたほか、SNSによりわいせつな内容のメッセージを複数回送信したとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、8. 3. 25 停職 6ヶ月)
8. 3. 25	口頭訓告	県立学校 校 長	令和7年9月、東温市内のガソリンスタンド出口から右折しようとして発進したところ、右方向から走行してきた原動機付自転車と衝突し、相手方に傷害を負わせたとして処分を受けた主任業務員に対する監督責任。(主任業務員は、8. 3. 25 戒告)
8. 3. 27	口頭訓告	県立学校 養護助教諭	令和7年10月、自家用車で四国縦貫自動車道を走行中、速度違反取締中の警察署員に31km/hの速度超過(制限速度80km/hのところを111km/hで走行)により検挙された。
8. 3. 27	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和8年2月、自家用車で四国縦貫自動車道を走行中、速度違反取締中の警察署員に33km/hの速度超過(制限速度80km/hのところを113km/hで走行)により検挙された。

懲戒処分以外の処分の実施状況

(過 去 分)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
8.3.31	文書訓告	県立学校 教 諭	令和8年1月、自家用車で松山市内の松山外環状道路の側道を走行中、速度違反取締中の警察署員に33km/hの速度超過（制限速度40km/hのところを73km/hで走行）により検挙された。
8.3.31	文書訓告	県立学校 教 諭	令和7年2月、自家用車で新居浜市内を走行中、丁字路交差点で自転車と衝突し、相手方に傷害を負わせた。 その際、相手方と連絡先の交換を行ったものの、警察及び管理職への報告を速やかに行わなかった。
8.5.29	口頭訓告	県立学校 教 諭	学校敷地内が全面禁煙と認識していながら、令和8年1月から同年3月の間、計5回に渡って、校内において、それぞれ煙草1本を喫煙した。
8.5.29	口頭訓告	県立学校 教 諭	扶養親族である配偶者の所得確認が不十分であったため、令和5年4月から令和8年3月まで（3年）の間、扶養手当等を不適正に受給した。
8.7.7	文書訓告	公立小学校 校 長	令和5年4月から令和8年4月の間、児童ポルノを購入、所持するなど、児童生徒性暴力等に該当する行為を行ったとして処分を受けた教諭に対する監督責任。（教諭は、8.7.7 免職）
8.7.29	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和8年5月、部活動の生徒3名に対し「くらすぞ」（方言で食らわせるぞ（叩くぞ）の意）と発言した。